

## 質問書に対する回答

### 件名) 首都圏中央連絡自動車道 所沢管理事務所管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	余裕期間制度について	通常、貴発注の工事においては契約保証取得の翌日が契約書記載の工期開始日になると思いますが、本工事（余裕期間が設定された工事）においては契約書記載の工期開始日を契約保証取得日の翌日から120日以内で受注者が任意に設定してよいという認識でよろしいでしょうか。（例：契約保証取得 令和3年12月2日・工期 令和4年4月1日から令和6年9月16日まで）	入札公告に記載のとおり、工期開始日は契約保証取得日の翌日です。
2	余裕期間制度について	入札説明書2-2において、「余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。」となっておりますが、現場代理人の設置の要・不要はどちらでしょうか。	余裕期間内においては、現場代理人の設置は要しません。